

# 高校の生徒会が自転車安全利用啓発を実施！

～滋賀県自転車条例スタート

「知らなかったでは済まされません。自転車の交通ルールとマナー」～

5月の自転車安全利用月間に合わせて、5月2日（月）に県立石山高校の生徒会約25名の生徒と、大津交通安全協会、大津警察署、滋賀県警察本部、滋賀県教育委員会、滋賀県交通戦略課と合同で、石山高校生徒に対する滋賀県自転車条例の周知啓発と自転車安全利用啓発を実施しました。

石山高校の校門付近で、生徒会の生徒を含む約50名とゆるキャラ「キャプフィー」「けいたくん」が、登校する生徒に対して、自転車用反射材を自転車に取り付けるなどしながら条例のチラシを配布し、滋賀県自転車条例の周知と自転車安全利用啓発を図りました。



平成27年中、県内において発生した自転車事故は880件（全事故の15.9%）で、うち高校生が関係する同種事故は179件（全自転車事故の17.0%）を占め、中でも通学中の同種事故が130件（72.6%）を占めました。また、自転車盗においては無施錠での被害が約7割（66.8%）を占めました。

滋賀県では、本年2月26日に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」いわゆる滋賀県自転車条例が施行されたこともあり、高校生を対象に条例の周知と交通事故抑止の観点から、「自転車条例が施行されました。安全に自転車に乗りましょう。カギを掛けましょう。自転車損害賠償保険に入りましょう。」などと呼びかけました。



滋賀県自転車条例が施行！  
自転車の安全利用の徹底！